

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

～地域に活力と賑わいを再び～廃校校舎等を活用した「ちらいおつ遊び塾」の開校

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道樺戸郡月形町

3 地域再生計画の区域

北海道樺戸郡月形町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 月形町の現状

明治14年、北海道で最初の集治監「樺戸集治監」の設置とともに誕生した月形町は、北海道空知支庁管内の南西部に位置し、道都札幌市に約50km、支庁所在地の岩見沢市に約20kmの距離にある。総面積は151.05km²で、そのうち増毛山地の一部である森林地帯が約6割、石狩平野の一部を形成する耕地が約2割を占めている。

人口は、昭和35年の9,492人をピークに平成18年度末では4,071人と6割近くが減少、高齢化率も32%に達しており、過疎化とともに少子高齢化が進行している。

基幹産業は農業で稲作が中心であるが、花きやメロンなど果菜の栽培は、管内でも比較的古くから行われている。商工業においては、消費の近郊都市圏域への流出や景気の落ち込みなどから経営環境が非常に厳しく、近年は事業所の閉鎖が相次いでいる。

月形町は、14の行政区組織のもとで地域自治活動が行われているが、人口の減少や高齢化の進行に加え、コミュニティ意識の希薄化や地域活力の減退が懸念されている。また、地域コミュニティの中心的な役割をも担う学校は、平成14年度に5校であった町立小学校が平成17年度末までに3校閉校し、市街地の小学校との統合に至っている。

(2) 月形町の課題

月形町の人口動向は、今後も自然動態における減少に加え、雇用情勢の厳しさから若年者を中心に町外流出が続くものと見られ、総人口の漸減が想定されている。

一方、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、良好な自然環境にある田園的魅力が注目されており、移住や起業への支援による転入者の増加に期待を寄せ、移住・定住を促進する施策に取り組んでいる。また、消費経済への波及効果が見込める交流人口の増加に向けた取り組みについても、重要な課題となっている。

月形町では、地域の住民自治活動の担い手である行政区を基盤に据え、協働のまちづくりを一層推進する考えにある。このため、地域コミュニティ意識を高め、住

民自治活動を活発化するとともに、活力ある地域づくりに取り組んでいくものであるが、

月形町は現在、財政の健全化に向けた行財政改革に集中して取り組んでおり、厳しい財政運営を強いられる中での着実な地域づくりが課題となっている。

(3) 本計画により実施する取り組みと目標

人口の減少と高齢化が進み経済情勢も厳しい中、町全体の活力を取り戻すためには、町内の各々の地域が元気にならなければならない。

月形町においては、平成15年度から平成17年度にかけて廃校となった3校のうち2校が社会福祉法人に貸与され、廃校校舎等を活用した社会福祉活動が展開され、各々の地域にも溶け込んで地域のシンボルにもなっている。

このように月形町では、廃校校舎等を活用したまちづくりや地域づくりに取り組んでいるが、平成18年3月31日をもって閉校した知来乙小学校の校舎等については、その活用方法が町の課題解決に貢献するものと評価し、特定非営利活動法人ファミリーサポート聖十字広場(以下「NPO法人」)に貸与する方針である。

旧知来乙小学校を中心に据える知来乙地域は、世帯数約50、人口約170人の集落であり、田園が広がる中山間地域である。小学校は町の市街地から4kmほどの距離にあり、周辺は山林で直ぐ裏手には石狩川に注ぐ須部都川が流れ、水青く緑濃いのかな雰囲気が漂っている。このような環境の下、かつては、児童数が10人に満たない小規模学校と一体となった地域コミュニティが形づくられていた。

本計画においては旧知来乙小学校の校舎等を、子ども育成支援事業や文化・交流事業などを行う場として活用し、定住人口の増加と新たな交流人口の創出を目標とするものである。また、かつての地域の中心的施設に生気を吹き込み、地域コミュニティ意識の高まり、地域の活性化を導き出すものである。

また本計画は、直接的には知来乙地域を中心として行われるものであるが、定住者が増えるとともに地域以外の町民の参加や交流の機会も随所に予見され、さらに町の消費経済にとっての波及効果が期待されることから、月形町全域で推進していくものとする。

(目標1) 交流人口の創出

旧知来乙小学校の活用により、新たな交流人口を創出する。

・年間1,500人以上(平成18年度 0人)

(目標2) 特産品等の消費拡大

知来乙地域の農産物及び月形町の特産品の消費拡大(販売を含む)機会を創出する。

・参加者30~200人規模のイベント等を年間2回以上開催
(平成18年度 0回)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

月形町は、地域コミュニティの高まり、新たな交流人口の創出などによる町の活性化の見地から、旧知来乙小学校の校舎等（校舎、屋外運動場、物置、教員住宅）を無償でNPO法人に貸与する。NPO法人は、子ども育成支援事業及び文化・交流事業を自主企画するとともに施設利用者の誘致を行い、知来乙地域住民及び月形町との連携・協力のもとに、廃校校舎等を「ちらいおつ遊び塾」と称して再生活用するものである。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の校舎等転用の弾力化

(2) 事業の概要

山川を有し自然豊かな田園にある旧知来乙小学校の校舎等は、特に都市域の人たちが郷愁を覚えるような環境の中にあり、子どもの健全育成や文化・交流活動を行うのに相応しい施設である。

これらの環境や資源を生かし、知来乙地域住民及び月形町との連携・協力のもとに展開する再生事業は、次のとおりである。

子ども育成支援事業

廃校校舎等は園外保育の場として、札幌市内を含めた近郊の幼稚園や保育所等の利用に提供する。さらに、地域の環境や資源を生かし、体験を中心とした子ども育成支援事業を展開する。

- ・園外保育の場として、校舎や屋外運動場の利用を提供
- ・田園の屋外運動場における運動会
- ・地域の協力による農業体験（田植え、稲刈り、種まき、収穫ほか）
- ・地域の協力による地域の産物を用いた食育
- ・自然活用体験等～ 川遊び、雪遊び、歩くスキー、星の観察
- ・近くの野山散策、道民の森での体験（木工、陶芸）

文化・交流事業

札幌市内を含め、近郊の文化サークルや芸術家等の活動の場とするとともに、施設を活用して地域住民や町民との交流機会を創出する。

- ・サンバ（音楽）団体公開練習、学生ロックフェスティバル
- ・人々がふれあう手作りミニコンサート
- ・絵画、彫刻、書道などの芸術・美術展（一般公開）
- ・地域の協力による農業体験及び収穫祭（町民参加）
- ・夏休み自由研究講座、春・夏・秋・冬の野外体験講座

(3) 支援措置の適用要件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること

廃校校舎等（月形町立知来乙小学校～平成18年3月31日閉校）の転用弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。）

廃校校舎等を活用した事業展開にあたっては、NPO法人が知来乙地域住民や関係団体とともに「施設運営委員会」（仮称）を組織し、月形町が賛助していくものである。

廃校校舎等を活用した子どもの育成支援や文化・交流事業の展開は、知来乙地域のコミュニティの再生はもちろんのこと、月形町にとって新たな交流人口や雇用機会の創出となるばかりでなく、文化振興にも繋がる有意義なことと考えている。

このようなことから月形町は、施設運営に必要な備品類の無償提供や一部民有地となっている物置と道路の敷地借上げの仲介、冬期間の道路除雪を行うほか、広報紙等において事業を周知するなど、目標の達成に向かって連携を図っていくものである。

知来乙地域の住民は、かつての小学校校舎から再び子どもの声を聴くことができるなど、子どもの育成や文化の振興に寄与する廃校校舎等の活用方法に極めて好意的で協力的である。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

月形町では、廃校校舎等を活用したまちづくりや地域づくりに取り組んでいるが、旧知来乙小学校の校舎等については、これまで地域コミュニティの中心に据えられてきた施設であり、地域のシンボルとして再生活用されることが極めて効果的であると考えている。

また、本町では現在、財政の健全化に向けた行財政改革に取り組んでおり、厳しい財政運営が強いられている中では、行政単独で地域コミュニティを高め、さらに町の消費経済にとって効果的な事業を実施するのは至難である。

このため、良好な自然環境のもとで、ほぼ既存の状態で使用できる廃校校舎や地域資源を活用し、民間の活力と地域住民の協力により、地域再生に向けた事業を展開するものである。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

月形町はNPO法人に対し、廃校となった知来乙小学校を無償貸与する。

（４）施設の利用内容

校舎～平成5年建築、平成10年増築 鉄骨造 688㎡（うち670㎡が補助対象施設）
子ども育成支援事業や文化・交流事業の拠点として活用する。

地域住民や子ども会の集会の場として活用する。
各種活動の企画・運営に供する事務所として活用する。

屋外運動場～1面 3,472 m²

子ども育成支援事業や文化・交流事業に活用する。
地域住民及び地域子ども会の活動に活用する。
イベント等の会場及び駐車場として活用する。

物置～平成3年建築、1棟 木造 54 m²

施設運営用物品等の収納場所として活用する。

教職員住宅～昭和60年建築、1棟 ブロック造 73 m²(うち60 m²が補助対象施設)
施設運営に当たるスタッフの住宅として活用する。

教職員住宅～平成5年建築、1棟 木造 70 m²(うち60 m²が補助対象施設)
施設運営に当たるスタッフの住宅として活用する。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み
該当なし

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み
本計画の目標の達成に向け、町独自による次の支援措置等を講じる。

事業に対する支援

ふるさと活性化事業補助金

廃校校舎を活用して実施する地域間交流、地域文化の振興、町内会等地域活動の推奨、地場産業の育成等の事業のうち、計画の目標達成にとって効果的な事業に対し経費の助成を行う。

地域に対する支援

行政区運営交付金

廃校校舎等の活用運営に参画する知来乙地域に対し、行政区の運営に係る事務経費や地域コミュニティ活動の推進のための経費を交付する。

地域担当職員の配置

廃校校舎等の利活用や地域コミュニティ活動の推進のため、知来乙地域に職員を配置する。担当職員は、地域運営が円滑に進められるよう行政の窓口役となるほか、相談に応じて助言などを行う。

6 計画期間

平成19年8月1日から平成29年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、毎年度、関係者が達成状況を調査・把握し、改善すべき事項の検討を行う。

また、月形町が計画期間終了後、NPO法人における貸与施設の活用状況や地域との連携・協力の状況を検証し、当計画の成果について総合的に評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体等が必要と認める事項

該当なし